

政令第 号

車両制限令等の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十七条の二第四項、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第二十五条第一項の規定により適用される道路法第四十七条の二第四項及び道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第十八条の四の規定により準用される道路法第四十七条の二第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（車両制限令の一部改正）

第一条 車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条中「一件につき千五百円」を「当該受けようとする許可に係る一通行経路ごとに二百円」に改める。

（高速自動車国道法施行令の一部改正）

第二条 高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号）の一部を次のように改正する。

第十条第四項中「一件につき千五百円」を「当該受けようとする許可に係る一通行経路ごとに二百円」

に改める。

(道路整備特別措置法施行令の一部改正)

第三条 道路整備特別措置法施行令(昭和三十一年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「一件につき千五百円」を「当該受けようとする許可に係る一通行経路ごとに二百円」に改める。

附 則

この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

## 理由

特殊車両の通行の許可手数料の額について、実費を勘案して改める必要があるからである。